破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第５２３号
大分県大分市大字竹中4929番地１、開始決定時の住所大分市賀来北１丁目３番17号
破産者　二宮　龍雄
特別調査期日　平成24年10月５日午前11時
平成24年７月９日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５２１８号
大阪市鶴見区鶴見３丁目12番23号
破産者　ディ・マス建築工房株式会社
１　期日　平成24年９月12日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７７５８号
大阪府豊中市桜の町５丁目２番３号ヴィラセンチュリー１号館101号室
破産者　株式会社Ｗｏｏｄｙ－ｉ　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
１　期日　平成24年９月12日午前11時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年７月６日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２３７号
島根県飯石郡飯南町頓原2201番地
破産者　佐古　博美
異議申述期間　平成24年９月７日まで
平成24年７月９日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７号
熊本県人吉市矢黒町2064番地１、開始時の住所熊本県人吉市西間下町250番地１
破産者　西田　浩二
異議申述期間　平成24年９月７日まで
平成24年７月９日　熊本地方裁判所人吉支部

免責許可決定

平成２４年（ラ）第４０号（原審札幌地方裁判所平成２３年（フ）第２７０９号）
札幌市東区北23条東６丁目５番１号　坂口マンション102号
抗告人（破産者）　渡会　　健
１　決定年月日　平成24年６月21日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
札幌高等裁判所第２民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第５０１号
福島市土湯温泉町字上ノ町18番地
清算株式会社　株式会社ＴＴＹ
代表清算人　渡邉　　久
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所第１民事部

平成２４年（ヒ）第５号
大分市大道町３丁目２番24号
清算株式会社　株式会社カトウ産業
代表清算人　中間　　宏
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０２４号
東京都豊島区池袋２丁目１番１号
清算株式会社　ＣＮＴ株式会社
代表清算人　千野　富久
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、本協定認可決定確定時に、その債務を免除する。
２　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１４号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目15番36号
清算株式会社　ハルキ産業株式会社
代表清算人　中村　光央
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　通則
１　特別清算債権の定義
特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した協定債権を、特別清算債権とする。
２　開始決定日の翌日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権のうち特別清算開始決定日の翌日以降の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
３　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振り込み手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　特別清算債権者が、清算株式会社に対して、第３条の３に記載した弁済期間終期の１週間前までに金融機関口座を指定しない場合には、裁判所の許可を得た上で、当該特別清算債権者は当該債権を放棄したものと扱い、放棄担当額を清算人の費用に充てることができるものとする。
⑶　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。
第２条　担保権付債権
１　定義
担保権付債権とは、協定債権のうち清算株式会社が所有する不動産について、特別清算開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下、同様。）を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　評価の時期
担保権の対象となっている資産について、既に競売等の強制換価手続が開始されているところ、第１回買受可能価額の70パーセントにて評価する。
３　遅延損害金及び利息の一部免除
担保権付債権のうち、利息及び遅延損害金については、当該担保権が抵当権の場合は、その満期となりたる最後の２年分を超える金額について、本協定の認可決定が確定した日に免除を受ける。
４　担保権付債権の弁済
ア　担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、換価代金から諸費用等を控除した上で、担保権の優先順位にしたがい、優先弁済を受けうる金額の範囲内で、随時、各担保権付債権の弁済にあてる。
イ　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
５　残余債権の弁済
ア　第１回弁済及び放棄
担保権の対象となる資産は、本協定の認可決定が確定する日までにその換価処分が終了した場合はその換価による弁済額、同日までにそれが未了の場合は前記２による評価額をもって評価し、その担保権で担保された範囲を超える残額について、第３条にしたがい弁済及び放棄を行う。
ただし、担保権の対象となっている資産が前記２による評価額を超えて換価処分できた場合には、その換価処分により当該評価額を超えて現に弁済にあてられた金額について、遡って放棄の効力を失う。
イ　最終弁済及び放棄
担保権の対象となる資産の換価により現に弁済にあてられた金額をもってその担保権で担保された範囲とし、これを超える残額について、第３条の例によって最終弁済及び放棄を行う。